## 測量業務共通仕様書 新旧対照表

改正後(R2.1) 現行(H31.4)

P.6

## 第14条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務 完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づ く業務実績データを作成し、<u>登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を</u> 受けなければならない。なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 業務実績<u>データの登録</u>は、原則として以下の期限内に<u>登録申請を行い、監督職員の承認を受ける</u> ものとする。
  - (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。
  - (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内。
  - (3) 登録完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

P.6

## 第14条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務 完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づ く業務実績データを作成し、調査職員に提出するものとする。 また、速やかに、登録機関から発刊さ れる業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。なお、登録データ作成等に要する費 用は、受注者の負担とする。

- 2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。
  - (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。
  - (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。
  - (3) 登録完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行うものとする。